

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 (地方分権支援課) 一

○埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則
 (県立学校人事課) 二

訓令

○埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令
 (教委・総務課) 六

告示

○特定非営利活動法人の定款の變更に係る告示 (中央創造) 一〇

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 () 一〇

○ () (西部創造) 一一

○ () (北部創造本庄支所) 一一

○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示 (電子サービス推進室) 一一

○危険物取扱者保安講習業務に関する入札公告 (消防防災課) 一二

○消防設備士講習業務委託に関する入札公告 () 一三

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 一五

○測量法に基づく基本測量の終了 (用地課) 一五

○測量法に基づく公共測量の終了 () 一五

○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課) 一五

○都市計画事業の事業計画変更認可 (道路街路課) 一五

○ () () 一六

○ () () 一七

○都市計画事業の事業計画変更認可 (道路街路課) 一七

○粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更認可 (市街地整備課) 一七

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一七

○都市計画の変更(住宅課) 一八

○県道さいたま鴻巣線の区域の変更 (北本県土) 一九

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 二〇

○ () () 二〇

○県道柿木町蒲生線の区域の変更 (越谷県土) 二二

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 二三

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 二三

○技能教育のための施設の指定 (高校教育指導課) 二三

○技能教育のための施設の廃止 () 二三

○埼玉県指定有形文化財の指定 (生涯学習文化財課) 二四

○埼玉県指定有形民俗文化財の指定 () 二四

○埼玉県指定無形民俗文化財の指定 () 二四

○埼玉県指定無形文化財の保持者の認定解除 () 二四

○平成二十年三月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等 (選管委) 二四

○ () () 二四

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十四項2、第五十八項第七号3、第八十六項9、第八十七項9、第八十九項2、第九十一項第二号3」を「第四十九項、第五十五項2、第五十九項第七号3、第八十五項第一号17、第八十九項9、第九十項9、第九十二項2、第九十四項第二号3」に、「第九十二項2並びに第九十八項第九号9」を「第九十五項2並びに第百項第九号9」に改め、同条の表第十四号上欄中「第九十八項第十号11」を「第百項第十号11」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十三号上欄中「第九十八項第九号9」を「第百項第九号9」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十二号上欄中「第九十二項2」を「第九十五項2」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十一号上欄中「第九十一項第五号2」を「第九十四項第五号2」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十号上欄中「第九十一項第二号3」を「第九十四項第二号3」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第九号上欄中「第八十九項2」を「第九十二項2」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第八号上欄中「第八十七項9」を「第九十項9」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号上欄中「第八十六項9」を「第八十九項9」に改め、同号を同表第九号とし、同表第六号上欄中「第五十八項第七号3」を「第五十九項第七号3」に改め、同号を同表第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 条例別表第八十五項第一号17に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)第五項第一号イ及び第六項第一号並びに第六条第一項第一号ロ(1)及び第二号二(1)の規定による認定
---	---

第一条の表第五号上欄中「第五十四項2」を「第五十五項2」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五 条例別表第四十九項に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十八年埼玉県規則第二十四号)第二条第一項及び第二十二条第一項の規定による申請
--	--

第四条中「第九十八項第一号6及び7、」を「第百項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「第九十八項第一号6」を「第百項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「第九十八項第二号6」を「第百項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「第九十八項第三号7」を「第百項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「第九十八項第四号7」を「第百項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「第九十八項第五号6」を「第百項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「第九十八項第六号10」を「第百項第六号10」に改め、同表第七号上欄中「第九十八項第十一号」を「第百項第十一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月十四日
埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

を次のように改正する。
第一条中「幼稚園を含む。」を削る。

第四条第二項中「園長を含む。以下同じ。」を削る。

第十条第五項中「第十二条第一項第二十二号」を「第十二条第一項第二十三号」に改める。

第十七条の二第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。次条第六号において「育児休業条例」という。)第三条第三号」を「育児

休業条例第三条第四号」に、「別表第八の四」を「別表第八の五」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に、「別表第八の三」を「別表第八の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、育児休業法第十条第二項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第十一条第一項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。)第十三条の規定により別表第八の三による育児短時間勤務承認請求書をもつて教育委員会に請求しなければならない。

第十七条の二に次の一項を加える。

5 職員は、育児休業条例第十一条第五号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ別表第八の五による育児休業等計画書を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。

第十七条の三中「育児休業又は」を「育児休業、育児短時間勤務又は」に、「別表第八の五」を「別表第八の六」に改め、同条第六号中「(育児休業条例第十一条において準用する場合を含む。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七 育児休業条例第十四条第一号(育児休業条例第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する事由が生じた場合

第十七条の四第一項中「第九条の二第一項」を「第九条第一項」に、「別表第八の六」を「別表第八の七」に改め、同条第二項中「第九条の二第二項」を「第九条第二項」に、「別表第八の六」を「別表第八の七」に改める。

第十七条の五第一項及び第二項中「別表第八の七」を「別表第八の八」に改める。

別表第八の八を別表第八の九とし、別表第八の七を別表第八の八とし、別表第八の六を別表第八の七とし、別表第八の二から別表第八の五までを次のように改める。

別表第8の2(第17条の2関係)

育児休業承認請求書	
埼玉県教育委員会 様	請求年月日 年 月 日
校名	職名
氏名	氏名
下記のとおり 育児休業の承認の承認を請求します。 育児休業の期間の延長 ④	
1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏名	氏名
続柄	子との同居・別居の別
生年月日	就業の有無
年 月 日	□有 □無
3 請求の内容	□ 育児休業の承認 □ 育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。)	□ 再度の育児休業の承認 □ 育児休業の期間の再度の延長
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。

2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養育の場合にあっては養育者の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

4 該当する□には✓印を記入すること。

別表第8の3(第17条の2関係)

育児短時間勤務承認請求書

埼玉県教育委員会 様

請求年月日 年 月 日

校名

職名

氏名

下記のとおり 育児短時間勤務の承認を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長

氏名 印

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏名	氏名
続柄	子との同居 ・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日生 就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務が必要なる事情を記入)
4 請求期間	年月日から 年月日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 (の勤務の形態)
6 既に育児短時間勤務をした期間	年月日から 年月日まで
7 備考	

(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。
2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
4 「7 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあっては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあっては、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合において、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
5 該当する口には✓印を記入すること。

別表第8の4(第17条の2関係)

表

部分休業承認請求書

埼玉県教育委員会 様

請求年月日 年 月 日

校名

職名

氏名

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

氏名 印

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏名	氏名
続柄	子との同居 ・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日生 就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求期間及び時間	期 間 時 間 年月日から 年月日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日から 年月日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 備考	

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考」欄に記入すること。
3 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。
4 該当する口には✓印を記入すること。

別表第8の6(第17条の3関係)

育児休業等変更届

埼玉県教育委員会様		請求年月日	年	月	日
		校名		
		職名		
		氏名		
		印		
育児休業等変更届 育児休業等関係 業務 関係、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。					
記					
事由	<input type="checkbox"/> 産前の休業を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁(養子縁組の取消しを含む)した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 <input type="checkbox"/> その他()	事由が生じた日	年	月	日
(注) 該当する□には✓印を記入すること。					

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育局等職員服務規程(昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第四項中「、育児休業」の下に「、育児短時間勤務」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。次条第六号において「育児休業条例」という。)(第三条第三号)」を「育児休業条例第三条第四号」に改め、「するとき」の下に「又は育児休業条例第十一条第五号の規定により育児短時間勤務をしようとするとき」を加え、「育児休業計画書(様式第十九号の四)」を「育児休業等計画書(様式第十九号の五)」に改め、「育児休業承認請求書」の下に「又は育児短時間勤務承認請求書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に、「様式第十九号の三」を「様式第十九号の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、育児休業法第十条第二項の規定により育児短時間勤務の承認の請求をしようとするとき又は育児休業法第十一条第一項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の請求をしようとするときは、職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。)(第十三条の規定により、育児短時間勤務承認請求書(様式第十九号の三))を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

第十七条の三中「様式第十九号の五」を「様式第十九号の六」に、「育児休業にあつては」を「育児休業及び育児短時間勤務にあつては」に改め、同条第六号中「育

育児休業条例第十一条において準用する場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

七 育児休業条例第十四条第一号(育児休業条例第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する事由が生じた場合
 第二十八条第三項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。
 第二十九条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。
 様式第十九号の二から様式第十九号の五までを次のように改める。

様式第19号の2(第17条の2関係)

育児休業承認請求書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		所属所名
		職 名 氏 名 [㊦]
下記のとおり 育児休業の承認を請求します。		
育児休業の期間の延長を請求します。		
1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親	
氏名	氏名	
続柄	子との同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日生	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長(再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情を記入すること。) -----	
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考		

(注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 3 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 4 該当する□には~~レ~~印を記入すること。

様式第19号の6(第17条の3関係)

育児休業等変更届		年 月 日
埼玉県教育委員会 様	所属所名	氏 名
	職 名	年 齢
育児休業 育児短時間勤務 部分休業	育児休業等 について、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。 記	
事 由	<input type="checkbox"/> 産前の休業を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁(養子縁組の取消しを含む。)した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 <input type="checkbox"/> その他()	
事由が生じた日	年 月 日	
(注) 該当する□には△印を記入すること。		

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年三月十四日
埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日
平成二十年三月六日

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 蘭

代表者の氏名
高垣 由美子

主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町四丁目一番一六号

マルチメゾン一F

五 定款に記載された目的

この法人は、子供を持つ家庭に対し安心して子供を預けられる場所の提供を行い、子供の個性を尊重し、子供の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、子供を安心して育てられる社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）</p>	<p>設の名称及び開設者の主たる事務所の所在地に係る変更の届出に限る。）、第百十五条の五（事業所の名称及び所在地並びに主たる事務所の所在地に係る変更の届出に限る。）</p> <p>第三十七条第一項、第三十七条の二第一項</p>
--	---

埼玉県告示第百四十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月十四日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
危険物取扱者保安講習業務（予定人員 給油取扱所の危険物取扱者に係る講習 1,500人、その他の施設の危険物取扱者に係る講習 3,645人） 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成20年12月26日まで
- (4) 履行場所
埼玉県内
- (5) 入札方法
入札金額は、業務の種類ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定人員を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「権物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催し物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出納第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 契約期間中、仕様書に示す要件を満たした事務所を埼玉県内に常設し、受講申請及び必要な指示に速やかに対応できる体制がとれること。
- (6) 講習科目について専門的知識を有する者で、仕様書に示す要件を満たすものを講師として講習を実施する体制がとれること。
- (7) 仕様書に示す要件を満たした会場で、要件を満たした回数以上の講習を実施できる体制がとれること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課予防担当 井上 昌樹 電話 048-830-3168（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
公告日から平成20年3月18日（火）午前11時までの間、(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階 災害情報連絡室

- イ 日時
平成20年3月18日(火) 午前11時
- エ 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
(3)アに同じ。
- イ 日時
平成20年3月26日(水) 午前11時
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

- 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (6) 手続における交渉の有無
無
 - (7) 特記事項
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
 - (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- ~~~~~
- 埼玉県知事 越川 昌徳 様
 次 さいまの 一 監 査 官 へ 送 付 申 込 せ たい 事 由
 平 成 二 十 年 三 月 十 四 日 付
- 1 調達内容
 (1) 購入等件名及び数量
 消防設備士講習業務(予定人員 消防設備に係る講習 180人、警報設備に係る講習 390人、避難設備・消火器に係る講習 200人) 一式
- (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
 契約締結日から平成21年3月11日まで
- (4) 履行場所
 埼玉県内
- (5) 入札方法
 入札金額は、業務の種類ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定人員を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書

解 説 出 場

に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出納第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 契約期間中、埼玉県内に事務所を常設し、受講申請及び必要な指示に速やかに対応できる体制がとれること。
- (6) 講習科目について専門的知識を有する者で、仕様書に示す要件を満たすものを講師として講習を実施する体制がとれること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課予防担当 井上 昌樹 電話 048-830-3168(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
公告日から平成20年3月18日(火)午前10時までの間に、(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階 災害情報連絡室
イ 日時
平成20年3月18日(火)午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

(3)アに同じ。

イ 日時

平成20年3月26日(水)午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所 秩父市時田字寺五〇八の二、五〇九の二、五一〇の二、五一一の四(以上四筆国有林)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため

埼玉県告示第百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所 秩父郡小鹿野町藤倉字東山一一七二の四
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため

埼玉県告示第百五十一号

平成十九年埼玉県告示第千二百九十六号で公示した基本測量(高精度三次元測量及び河川事業に伴う水準測量)は、平成二十年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百五十二号

平成十九年埼玉県告示第千三百三十二号

号で公示した公共測量(一級及び二級基準点測量)は、平成二十年二月二十九日終了した旨測量計画機関の長である川越市長舟橋功一から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百五十三号

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

平成二十年埼玉県告示第百三十四号で公示した公共測量(三級水準測量)は、平成二十年二月一日終了した旨測量計画機関の長である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合理事長藤倉芳武から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百五十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

Table with 3 columns: 道路の種類 (Road Type), 路線名 (Route Name), 区間 (Section). Row 1: 県道 (Prefectural Road), 川口蔵線 (Kawaguchi Zangsen), 蕨市南町二丁目六四五三番十一地先から同市中央二丁目二番七地先まで (From 11-1-6453 Kawaguchi Minami-cho to 7-2-2 Kawaguchi Chuo-cho).

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したの

同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

事業施行期間 平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

平成二十年三月三十一日まで

- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
 - 変更なし
 - 口 使用の部分
 - 変更なし

埼玉県告示第三百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百三号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
 - 変更なし
 - 口 使用の部分
 - 変更なし

埼玉県告示第三百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示

- したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
 - 変更なし
 - 口 使用の部分
 - 変更なし

埼玉県告示第三百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十四号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
- 変更なし
- 口 使用の部分
- 変更なし

埼玉県告示第三百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十一年埼玉県告示第三百九十七号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十一年三月十六日から平成二十五年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
 - 変更なし
 - 口 使用の部分
 - 変更なし

埼玉県告示第三百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第九百九十五号で告示した羽生都市計画道路事業(羽生市

- 施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十三年十二月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
 - 変更なし
 - 口 使用の部分
 - 変更なし

埼玉県告示第三百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十四年埼玉県告示第三百四十六号で告示した所沢都市計画道路事業(所沢市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業施行期間
 - 平成十四年三月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 二 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百四十二号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので

同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年十月三十一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百六十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第百二十五号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年一月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百六十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成三年埼玉県告示第百五号で告示した川口市計画道路事業(川口市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成三年一月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百六十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、春日部都市計画粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司
一 組合の名称
粕壁三丁目A街区市街地再開発組合
二 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成二十一年七月末日まで

三 施行地区

春日部市粕壁三丁目の一部

四 事務所の所在地

春日部市粕壁三丁目十番四十三号

五 施行認可の年月日

平成十八年二月十四日

六 変更の内容

施設建築物の平面計画及び面積

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十年三月十四日

埼玉県告示第三百六十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成二十年三月六日

指令杉整第一九〇二二二一号

二 検査済証番号

平成二十年三月七日第百二十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前八

四一 四一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 久喜市東五丁目八番四四号
 有限会社 カノウハウジング
 代表取締役 叶 邦男

埼玉県知事 上田清司
 一 許可番号
 平成十九年十月九日
 指令杉整第一九〇一二七〇号
 二 検査済証番号
 平成二十年三月十日第百十三号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 南埼玉郡菫蒲町大字菫蒲字宮本四四
 九一、四四九一、四五二一、四
 五二一

埼玉県告示第三百六十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百
 号)第三十六条第三項の規定により、次
 の開発行為に関する工事が完了したの
 で、公告する。

平成二十年三月十四日

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南埼玉郡菫蒲町大字菫蒲四四一
 蓮実 晴雄

埼玉県告示第三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法
 第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、当該変更に係る図書の写
 しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画の種類及び名称	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧場所
一	所沢都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二	飯能都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三	入間都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
四	朝霞都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課

五	志木都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
六	新座都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
七	和光都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
八	川越都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
九	狭山都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十	富士見都市計画住宅市街 地の開発整備の方針の変 更	埼玉県都市整備部住宅課
十一	坂戸都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十二	毛呂山・越生都市計画住 宅市街地の開発整備の方 針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十三	東松山都市計画住宅市街 地の開発整備の方針の変 更	埼玉県都市整備部住宅課
十四	川口都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十五	蕨都市計画住宅市街地の 開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十六	戸田都市計画住宅市街地 の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
十七	鳩ヶ谷都市計画住宅市街 地の開発整備の方針の変 更	埼玉県都市整備部住宅課
十八	さいたま都市計画住宅市 街地の開発整備の方針の	埼玉県都市整備部住宅課

十九	上尾都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十	鴻巣都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十一	桶川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十二	北本都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十三	越谷都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十四	草加都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十五	春日部都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十六	久喜都市計画住宅市街地	埼玉県都市整備部住宅課

二十七	蓮田都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十八	幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二十九	加須都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三十	羽生都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三十一	熊谷都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三十二	深谷都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三十三	本庄都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三十四	小川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	北本市石戸宿一丁目二九一番地先から同市石戸宿一丁目二五一番地先まで		八・二〇	二〇〇・〇〇	地方道路交付金(交通安全)整備事業による。
新			一一・二五		

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日
 埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

一 道路の種類 県道
 二 路 線 名 さいたま鴻巣線
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	北本市石戸宿一丁目一三四番地先から同市荒井三丁目二七八番地先まで	区 間	八・〇〇 一三・六五	五四七・九〇	地方道路交付金(交通安全)整備事業による。
			一〇・四五 一二・六五		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年三月十四日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

比企郡滑川町大字羽尾字清水三〇六一の一部分

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東松山市大字元宿二一八―二ハイ
 ツK二〇一
 飯塚 博之

谷口建一

一 許可番号
 平成二十年二月十五日
 第一二〇〇九二一号
 二 検査済証番号
 平成二十年三月十日
 第一九〇一七四号

十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年三月十四日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

一 許可番号

平成二十年一月九日
 第一九〇一四二〇号
 二 検査済証番号
 平成二十年三月六日
 第一九〇一七二二号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年三月十四日
 埼玉県東松山県土整備事務所長

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田新田字長島
 二五二―四
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北本市栄七―四―四―四〇一
 小林 勝則

一 許可番号

平成二十年二月二十一日
 第一九〇一四七〇号
 二 検査済証番号
 平成二十年三月十一日
 第一九〇一七三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字角泉字鶴舞一三一

一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市大字小ヶ谷二三〇―一(エト
ワールB棟202号室)
遠山 国宏

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号
平成二十年二月二十二日
第一九〇一六一〇号

二 検査済証番号
平成二十年三月十一日

第一九〇一七五号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字下小見野字矢代町
六〇九番四、六一〇番四
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡川島町大字下小見野六一〇
染谷 一彦 染谷 真紀子

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 加須北川辺線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	北埼玉郡北川辺町大字飯積字伯楽一六九三番一地先から同町 大字向古河字北通七四五番一地先まで	九・六〇〃 一九・二九	二九六〇・〇〇		旧Aの一部は県道飯積向古河線として存置し、残区間を北川辺町道として引き継ぐ
旧B	北埼玉郡北川辺町大字飯積字伯楽一六九一番一地先から同町 大字向古河字沖谷一二四三番一地先まで	一五・二九〃 三〇・〇〇	一五七四・〇〇		
新B	北埼玉郡北川辺町大字飯積字伯楽一六九一番一地先から同町 大字柏戸字八幡一二一四番一地先まで	一五・二九〃 一九・八三	二二三二・〇〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 飯積向古河線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧	北埼玉郡北川辺町大字向古河字帳免五二番一地先から同町大字向古河字帳免五一八番一地先まで	六・四四〇	八・〇〇	七二・六〇	
新	北埼玉郡北川辺町大字向古河字帳免五二番一地先から同町大字向古河字北通七四五番一地先まで	六・四四〇	一七・五〇	一九〇・〇〇	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

平成二十年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十年三月十日
指令行整第一七〇〇六六一号
- 二 検査済証番号
平成二十年三月十一日第二十七号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大和根町大字細間字本田二三五―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大和根町大字細間二三五―一

細矢 誠

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
惣新田幸手線	春日部市八丁目字前九番一地先から同市粕壁三丁目六〇八四番一地先まで (ただし関係図面に表示する部分に限る)	平成二十年三月十四日	平成十六年九月七日埼玉県告示第七百八十七号における道路区域の一部供用開始である。 延長一六七・三二メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柿木町蒲生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
		越谷市蒲生本町五四番一地先から同市蒲生本町一番二地先まで			八・三〇〇 一〇・〇〇一 二二・〇〇〇 三七・七一	一六三・〇〇		地方道路交付金(街路)整備工事

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成二十年二月六日

指令杉整第一九〇二二六〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十日

杉整第一八六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字新堀字物見塚二

一六九一一、二二六九一五、二二六九

一一〇、二二六九一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市大字久下一六五八一—
リバーサイド野本II—二〇五
水津 光聖

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長

高 橋 史 朗

一 日時

平成二十年三月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について

ロ その他

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成二十年三月十四日付けで次のとおり指定した。
平成二十年三月十四日

一 技能教育のための施設の名称

自然学園(埼玉県春日部市中央一—五十七—十二)

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
文書デザイン	文書デザイン
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

埼玉県教委告示第十五号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による

届出があったので、公示する。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長

埼玉県教委告示第十四号

高橋 史朗
 一 廃止する技能教育のための施設の名
 称
 学校法人山口学院国際情報経済専門

学校(埼玉県川越市の場二七九七―三〇)
 二 廃止年月日
 平成二十年三月三十一日

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

種類	名称及び員数	所在地	所有者(管理者)
絵画	紙本着色鯉亀図 葛飾北斎筆 一幅	さいたま市大宮区高鼻町四丁目二一九番地	埼玉県(埼玉県立歴史と民俗の博物館)
考古資料	黒浜貝塚群出土品 一括	蓮田市大字閨戸二六五番地の五	蓮田市(蓮田市教育委員会)

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

種類	名称及び員数	所在地	所有者(管理者)
有形民俗文化財	秩父地方の養蚕用具及び関係資料 一六四五点	秩父郡皆野町大字皆野三六〇二番地	小林茂(皆野町)

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十六条第一項の

規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。
 平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

種類	名称及び員数	所在地	保持団体
無形民俗文化財	北川崎の虫追い	越谷市北川崎	北川崎自治会

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十一条第二項の規定により、次に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

平成二十年三月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

種類	名称	所在地	保持者	認定年月日
工芸技術	長板中型	三郷市戸ヶ崎四丁目六三番地	鈴木松男	平成十六年三月二十三日

埼玉県選管告示第二十号

平成二十年三月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一五、〇八〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二五、六六六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区 三分の一の数

南第一区	六三、七六一人
南第二区	一三二、六〇九人
南第三区	二二、五〇六人
南第四区	三五、七四二人
南第五区	二九、一八六人
南第六区	四一、一六一人
南第七区	二四、九五二人
南第八区	二四、三二五人
南第九区	三八、六一〇人
南第十区	四五、〇二四人
南第十一区	二八、四三三人
南第十二区	三〇、二二三三人
南第十三区	六〇、三一七人
南第十四区	三〇、八九三人
南第十五区	一九、一七二人
南第十六区	三〇、〇五六人
南第十七区	一八、五七七人
南第十八区	四一、六八六人
南第十九区	一九、一八〇人
南第二十区	三〇、四三九人
南第二十一区	一六、三五二人
南第二十二区	三三、五九九人
南第二十三区	二〇、二〇五人
西第一区	九二、二一九人
西第二区	四〇、〇二〇人

西第三区	二二、六七四人
西第四区	四三、三〇二人
西第五区	一五、三二二人
西第六区	二八、三一九人
西第七区	二二、七一九人
西第八区	八九、九七〇人
西第九区	一五、二一六人
西第十区	一三、八二六人
西第十一区	二六、八九九人
西第十二区	一八、六九一人
西第十三区	一一、一六四人
西第十四区	二四、〇五九人
西第十五区	二七、四四二人
北第一区	一九、〇二七人
北第二区	一一、九四五人
北第三区	一五、二九三人
北第四区	二一、五四一人
北第五区	四九、一七五人
北第六区	五五、三〇八人
東第一区	二三、九六三人
東第二区	一五、三一七人
東第三区	一八、二七七人
東第四区	一五、二六五人
東第五区	一九、五九八人
東第六区	一七、六八六人
東第七区	二八、五九九人
東第八区	五五、〇八九人
東第九区	八五、五一一人
東第十区	二〇、八三一人
東第十一区	三四、八六七人
東第十二区	一六、八六五人
東第十三区	一四、九七七人

東第十四区
東第十五区

正誤

三一、三七三人
一六、六七〇人

埼玉県告示第二百九十一号（平成二十年三月四日第九百五十八号）中訂正ページ 段行
十六 一 二十七 「切手百四十円分を同封して」を削る。

ページ 段行
十六 二 一

誤
正
郵便振替
銀行振込

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―〇四八―八六二―二九〇二(代表)